

柳川市子ども食堂等応援事業補助金募集要項

地域の支え合い活動の推進のために子ども食堂等を運営する団体に対し、その事業に要する経費の一部を補助します。

(1) 募集受付期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

(2) 補助対象期間

交付決定日～令和9年3月31日

(3) 用語の定義

「子ども食堂等」とは、多様な立場の人を対象に、地域の支え合い活動を推進することを目的に、食事の提供等を行う事業をいいます。

(4) 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 柳川市内に活動拠点を有する団体であること。
- ② 1年以上継続して子ども食堂等を運営することを予定し、及びその能力を有する団体であること。
- ③ 組織及び運営に関する事項が定められた会則、規約等の組織運営に関する明文の定めを有している団体であること。
- ④ 5人以上の個人で構成される団体であること。
- ⑤ 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっていない団体又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有しない団体であること。

(5) 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げるすべてに該当する子ども食堂等の実施とします。

- ① 市内で子ども食堂等を開設及び運営するものであること。
- ② 子ども食堂等にて食事の提供をうける利用者は、特定の者のみに限定されるものではないこと。
- ③ 食事代は、原則無料とすること。ただし、支払ができない利用者に対する配慮がされていれば、実費相当分を徴収することは可能とする。
- ④ 子ども食堂等を継続的に年2回以上開催するものであること。
- ⑤ 手作りの食事を提供すること。
- ⑥ 1回あたり10食以上の食事を提供すること。
- ⑦ 営利を目的としないこと。
- ⑧ 利用者が幅広く参加できるように子ども食堂等に係る広報活動等を行うこと。

(6) 補助要件

補助対象事業の実施にあたり、下記の要件を遵守してください。

- ① 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- ② 利用者の食物アレルギーの有無とその内容について確認し、適切に対応すること。また、食物アレルギーについて特別の対応を行わない場合は、事前に子ども食堂の利用者にその旨を伝えていること。
- ③ 事故等が発生したときの対応のため保険に加入すること。
- ④ 子ども食堂等の提供に当たっては、公共施設、民間施設等の地域の理解が得られる場所を利用するとともに、利用者の利便性及び安全性の確保に努めること。
- ⑤ 周囲への影響を考慮した運営時間とするなど周囲の環境等に配慮し、実施すること。
- ⑥ 個人情報の定期的な管理に十分配慮し、補助対象事業の実施に携わるスタッフ等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図るなどの対策を講じ

ること。

(7) 補助経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる経費とします。

- ① 食材の購入に要する経費。
 - ② 施設等（補助対象者が所有する施設を除く）の使用に要する経費。（会場使用料）
 - ③ 消毒液・マスク等の感染症対策品、容器・調理器具等の消耗品の購入に要する経費（単体で取得価格（消費税及び地方消費税を含む）が1万円以上のものを除く。）
 - ④ 事故等が発生した時の対応のための保険に要する経費
 - ⑤ 広報物の印刷に要する経費
 - ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、市長が特に認める経費
- ※⑥については、事前協議が必要。

次に掲げる経費は、補助の対象外とします。

- ① 単体で税込1万円以上の物品費
- ② レシート・領収書のない経費
- ③ ボランティアスタッフの人件費

(8) 補助額

1回実施につき1万円。ただし、年度の上限額は12万円とする。